

第3条 予算第9条の次に、次の1条を追加する。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第10条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の相互間

令和3年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町下水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業収益	728,031	2,245	730,276			
1 営業収益	489,837	142	489,979			
2 他会計負担金	28,250	142	28,392			
				(1) 他会計負担金	142 (28,392)	1 他会計負担金 (公共下水道) 142 千円追加 (28,392 千円)
2 営業外収益	238,194	2,103	240,297			
5 他会計負担金	58,706	2,103	60,809			
				(1) 他会計負担金	2,103 (60,809)	1 他会計負担金 (公共下水道) 2,103 千円追加 (51,659 千円)
収益的収入 合計	728,031	2,245	730,276			

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業費用	767,155	5,962	773,117			
1 営業費用	730,614	5,962	736,576			
5 流域下水道事業負担金	105,060	5,962	111,022			
				(1) 流域下水道事業負担金	5,962 (111,022)	1 十勝川浄化センター負担金 5,962 千円追加 (111,022 千円)
収益的支出 合計	768,869	5,962	774,831			